

[提出書類一覧]

■建設工事(市外業者用・・・田辺市外に主たる営業所を有する者)

	書類名	説明
1	田辺市入札参加資格審査申請書(建設工事)	■別紙様式あり ■国土交通省様式又は和歌山県様式でも可
2	経営事項審査結果通知書の写し	■直近に経営事項審査を受けた通知書(最新版)とする
3	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	■建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面の写し
4	専任技術者証明書の写し	■建設業許可申請時に許可行政庁に提出した「専任技術者証明書(様式第八号)」又は「専任技術者一覧表(別紙4)」を提出すること ■許可申請後、専任技術者が変更された場合は、変更時に提出した「専任技術者証明書(様式第八号)」を添付すること ■対象業種:建設業を受けた全ての業種
5	建設工事許可及び工事実績一覧表	■別紙様式あり ■「ランク付」欄は記載不要(ランク付けは市内業者のみ対象のため)
6	技術職員名簿	■国土交通省様式又は和歌山県様式で可
7	営業所一覧	■国土交通省様式又は和歌山県様式で可
8	工事経歴書	■経営事項審査にあわせた直近1年分で可
9	【※注】納税証明書(税務署発行分)	■法人の場合は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ■個人の場合は、その3の2「申告所得税」及び「復興特別所得税」並びに「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る ■様式「その3」は不可。「その3の3」又は「その3の2」に限る。
10	【田辺市内に営業所等を有する場合】納税証明書(市税完納証明書)	■田辺市内の支店・営業所等に入札や契約等に関する権限を委任する場合に限り、市税の完納証明書を提出すること。 ■田辺市役所納税推進室で発行 ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る。 ■田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等が必要です。 ■金融機関窓口等で最近納付した市税がある場合は、その際の領収書を完納証明申請時に持参してください。(金融機関等で納付した場合、市役所で反映されるまで多少の時間を要することがあるためです。)
11	使用印鑑届	■別紙様式あり ■原本とする(写し不可)
12	印鑑証明書	■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る
13	委任状	■営業所、支店等に入札や契約に関する権限を委任する場合に提出すること。 ■様式は任意とするが、委任事項は見積・入札・契約締結・契約の履行・代金請求と受領・復代理人の選任等、契約の履行に附随する一切の権限とし、一部委任は認めない。

14	登記簿謄本又は身分証明書	■ 法人の場合は登記簿謄本を提出すること ■ 個人の場合は身分証明書(本籍地の市町村役場で発行)を提出すること ■ 写し可 ■ 申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る ■ 田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等が必要です。
15	ISO9000シリーズの認証登録証の写し	■ 該当しない場合は提出不要
16	ISO14000シリーズの認証登録証の写し	■ 該当しない場合は提出不要
17	エコアクション21の認証登録証の写し	■ 該当しない場合は提出不要
【※注】平成28年1月から、国税の納税証明書交付請求時の本人確認方法が変更になっています。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/henkou.htm ※ 納税証明書(税務署発行の「その3の2」又は「その3の3」)は、電子納税証明書(電子ファイル)での提出も可能です。 電子納税証明書(電子ファイル)で提出される場合は、データを保存したCDを提出してください。(記録媒体は、CDでのみ受付可能です。他の媒体(フロッピーディスク、MO、USBメモリ等)や電子メールでは受付できませんので、ご注意ください。)なお、提出されたCDは受付後に返却します。		